

令和6年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月19日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	意見書案第7号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 4		議員の派遣
日程第 5		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 6		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 課 長		熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長		小 野 直 人 君
住 民 課 主 幹		原 田 珠 美 君
福 祉 課 健 康 係 長		牧 野 美 香 子 君
産 業 課 長		齋 藤 学 君
施 設 課 長		山 崎 勝 巳 君

農業委員会事務局長	林 谷 一 徳 君
教育委員会教育課長	森 直 史 君
総務課参事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長	山 田 良 則 君
総務課危機対策係長	手 塚 健 人 君

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番藤田博規議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 一般質問

- 中村議長 日程第2 一般質問を行います。
通告順により、1項目ごとに発言を許します。
通告順1、2番後藤孝夫議員。御登壇願います。
2番後藤議員。
- 2番後藤議員 それでは、一般質問させていただきます。
戦国武将の武田信玄は、「人は城、人は石垣、人は堀」という言葉を残されております。また、松下電機の創業者の松下幸之助氏は、「企業は人なり」という言葉をよく使っていたそうであります。
小さな自治体である我が町にとって、町を守るためには、役場職員は大事な財産であります。
今年5月14日に職員が逮捕されるというショッキングな事件が発生してしまいました。まだ裁判中の事件でありますので今後の結審を待つこととなりますが、有罪が確定した場合、公務員は法の定めにより職員としての身分を失います。長い時間と町の限られたお金をかけて育ててきた大切な町の財産である職員をこのような事件で失うことになるのは悔しい限りであります。
二度とこのような事件で職員を失うことのないように、大切な職員を守る観点で町長と議論したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
まず、(1)についてであります。豊頃町にとってはあまり思い出したくない歴史として、1993年5月に役場職員が収賄容疑で逮捕されております。
そして、その31年後に職員が逮捕されるという残念な事件が今回また発生してしまいました。
今回の職員の収賄事件が発生してしまったこの30年間、どのように全職員に対し

コンプライアンス等の意識付けを行ってきたのかを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 後藤議員の一般質問についてお答えをいたします。

改めて今回の事件、町議会、町民はもとより豊頃町全体に、御迷惑と御心配、御不信などをおかけし、信頼失墜する事態を招きましたことに対しまして、町政の執行者、職員を管理監督する者として深くおわびを申し上げたいと、そのように思っている次第でございます。

今後、このようなことがないように再発防止対策として、職員に対する研修や、入札と指名に関する事務の適正化など対応を進めているところであります。

後藤議員がおっしゃる31年前の事件に関しましては、私も役場に入職して3年目でありましたので、事件の詳細はその当時は分からなかったところではございましたが、その状況については鮮明に記憶しておりまして、当時も職員の間には相当な動揺が生じていたところではございました。その事件を承知している職員も今では少なくなりましたが、非常にショッキングな出来事、町民の方々からも役場職員がバッシングを受けるということも少なくなかったと、そのように思っております。

そのような過去を持ちながら、今回、再びこのような事件が発生してしまったこと、誠に遺憾でありますし、皆様にはおわびを申し上げるしかないという状況でございます。

時代も大きく変わる中、町民と役場職員との関係性や仕事上の付き合いなど、職員としての立場はしっかりと理解した上で、当該職員については様々な対応に当たっていただいていたと理解をしていたところではございますが、そうはなっていなかったことについては本当に残念でありますし、そう思っていた私の責任も大きい、このことをしっかりと受け止めなければならないと思っております。

私も就任以来、日頃から機会があるたびに服務規律を保持するよう話をしてきたわけでありまして、特に、職員に対するコンプライアンス、法令順守等の意識付けにつきましては、令和元年度に管理職職員を対象にした研修、また、令和3年度に全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施してきたという経過がございます。

今回の事件を受けたとき、この程度の研修頻度では、職員に対して意識付けの効果があつたのかということについては、やはり疑問が残るところではございます。

今後は、そういったところをしっかりと考慮しながら、職員に対して研修等を行ってまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●中村議長 後藤議員。

● 2 番後藤議員 ありがとうございます。

ただ、やはり 30 年の時間の経過というのは、何というのでしょうか、意識の低下というのでしょうか、そういうことも起きてくるのかなということが、今回、明らかになったのではないかなという事件だと思います。

次に、(2)についてであります。コンプライアンスマニュアルが作成され、職員向けの説明会及び研修会を実施していますが、事件再発生の防止を考えると、裁判の判決文などで事件の背景など詳細が明らかにならなければ、まだ十分ではないのかなということも考えられます。

職員へのコンプライアンスの徹底を十分に意識づけるための今後の展開は、どのように考えているのかお尋ねいたします。

● 中村議長 按田町長。

● 按田町長 お答えいたします。

コンプライアンスマニュアルの概要を周知するために、7 月 29 日と同月 31 日に職員向けの説明会を実施いたしました。また、本町の顧問弁護士を講師として 8 月 8 日にコンプライアンス研修会を開催し、法令や判例などを基に説明いただいたところでございます。両研修とも、特別な事情を持つ職員以外は、ほぼ全員が参加をしていただいたというところでございます。

まずは、その研修頻度を持つことにより、徹底した職務管理を行うことが大切であるとそう思うところであり、また、このことが後藤議員のおっしゃる大切な職員を守ることにもつながると感じているところでございます。

今後に関しましては、このような教育をしっかりとしなければ職員も理解しきれないのではないかと感じておまして、普段からの意識付け、ここが重要であると感じるところでございます。

職制による研修などによりコンプライアンスの徹底を図るとともに、町独自のコンプライアンスに関する研修の継続的な実施、そして外部機関の研修にも積極的に職員を派遣するなどして、服務規律の保持に努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

● 中村議長 後藤議員。

● 2 番後藤議員 様々な対策を考えておられるということですが、ただし、人間は弱い部分もたくさんあります。職員個々の法令順守の意識が高まったとしても、人間は誘惑やいろいろな人間関係のしがらみ、さらにはなれ合いなど、一人で誘惑を完全に振り切ることは難しいと思います。

そんな人間の弱さを理解した上で、誘惑やしがらみ等との間で悩んでいる職員を助

ける相談体制や情報通報等の環境整備について、今後の展開はどう考えているのかお尋ねいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員がおっしゃるとおり、地域との関わり合い、そして人間関係に絡む事象は多いのではないかなと、そのように思っています。

私も職員には、もっと地域に出向いて、地域と関わる意識を持ってくれという話をさせてもらっているところでもありますし、そんな中で役場職員としての立場と地域との関わり合いに悩む職員も出てくるのではないかなと、そのように感じているところでもあります。

コンプライアンス、法令順守というところにガチッとはまってしまっっては、逆に、地域に出ていったときに、地域の皆さんとうまくいかないというところもあるのかなと思っています。

まずは、やっていいことと悪いことですか常識的な部分、そして社会通念上許される範囲というところ、これをそれぞれ個人がしっかりと意識を持つことが大切なことであると、それが第一であるかなと、そのように思っています。

そして、職員をどう守っていくかという観点では、管理職を含めた相談体制ですか、相談しやすい環境をしっかりと整えるということがまず大切で、言葉でも、また、今の時代ですからメール等でもよろしいですから、伝えてもらう環境も全体でつくっていかねばならないのかなと、そのように思っておりますので、今後そういったところも役場全体で意識共有しながら進めてまいりたいと、そのように思っています。

法令順守だけでなく全体に通じることであると思いますけれども、役場組織にもそれぞれの課、また、先輩や後輩の関係ですとか仲間、ひいては職員組合ですとか、そういった人の集まる相談し合える機会というのは多いと思います。

私も含めて、しっかりとこのことに向き合っていくということが大切であると、そのように思っています。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 大変、先に希望の持てるお話を聞かせていただけたかなと思います。

それでは、次に(3)について、新聞報道によりますと、両被告とも起訴内容を認めているとのことです。今回の贈収賄事件が結審し刑が確定した場合、職員にはどのような処分が科せられることになるのか、お尋ねいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

今回の事件において、この禁錮刑以上の刑により有罪が確定した場合は、地方公務員法第16条第1号の欠格事項に該当することから、同法第28条第4項の規定により、職員は失職するということになります。

ただ、今回の事件を受け、これから裁判に向かうと、最終的なところに出てくるところでございませう。本人が刑を受けて、そういった処分をされる、これは法律上仕方ない、受けなければいけないというところがございます。

ただ、私、こう言っているのかどうかというところがありますが、職員に関しては役場に入って以来30年、やってしまったことは仕方ないのですが、しっかりと働いていただいたというところでもございます。

そういった意味では、こういっては何なのですが、これまでの経過を含めて、もう既にいろいろな意味でそしりは受けているのかなというところがございます。

本当に私自身、残念でならないというような気持ちでおります。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 町長の元同僚、私にしても一緒に仕事をした仲間ということで考えたとしても、あくまでも公務員でありますので、法律に基づいた処罰を受けるということは、私たち公務員になったときから、それを覚悟してのことだと思っております。

ですからこの辺のことを職員一人一人が、こういう事件を起こすとどうなるのかという部分、改めて強く認識していただければ、これもまた一つの変な言い方ですけども、勉強になるのかなというような感じで、このことを決して無駄にはしないというような気持ちでいなければいけないのかなというような思いでおります。

それで、次に(4)についてであります。この質問も結審前ということなので、あくまでも一般論となる部分もあるでしょうが、今回の事件は、町の信用を失墜させる行為であることから、職員を指導する立場である上司等が職員のコンプライアンス違反を未然に防止することができなかった監督責任があると思われませう。

これも新聞報道であります。今回の事件は2015年頃から始まったとのことではあります。組織のトップとして、町長自らが何らかのペナルティを科すことを考えているのか、お尋ねいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今回の事件を受けて、組織管理上の責任を明確にするという必要性は、私、十分承知をしているところでございませう。

よって、公判中の事件において町職員の刑が確定次第、私自身の処分について改めて議会に提案をさせていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 今回の事件を通じて、職員当人は当然であります、町長をはじめとする関係者にとっても痛みを感じる大変な事件であります。

さらに、時間の経過が事件を風化させるということも、今回のことを通じて感じた事件でもあります。

継続は力なりと申します。たとえ、この事件のことを忘れてしまっても、今回の事件を通じて構築した様々な対策をしっかりと次世代に引き継いでいく工夫と努力をお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 後藤議員、おっしゃるとおりでございます。

今後とも継続的な職務規律含めて保持していくということと、あと、今回の事件を忘れないように、しっかりと対応していくというところを約束させていただきたいと、そのように思います。

以上です。

●中村議長 通告順2、3番岩井明議員。御登壇願います。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 3番、日本共産党の岩井明でございます。

最近、町の広報に自衛隊の応募というのが度々載っておりますので、ちょっと心配な面がありまして質問をさせていただきます。

まず、自衛隊への名簿、資料の提供等についてなのですが、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報として、氏名、住所、生年月日及び性別等に関する資料の提出は、自衛隊法の第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができるとされております。

なお、自衛官及び自衛官候補生の募集に対する名簿、資料の提供の要請があった場合には、それぞれの市区町村長の判断において、適切に対応しているものと考えるところですけれども、次の点についてお伺いいたします。

(1)自衛隊の採用活動に使う町民の名簿提供について、住民基本台帳法に基づき閲覧により許可しているものと認識しているところですが、本町の対応について町長にお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 岩井議員の御質問に回答をいたします。

自衛官募集事務につきましては、議員おっしゃるとおり、自衛隊法第97条第1項

において、市町村の法定受託事務と定められておりまして、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定をされているところでございます。

本町では、平成28年度までは、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の閲覧申請に応じることで、自衛隊に対する募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報の提供を行ってきたというところでございます。

平成29年度からは、自衛隊帯広地方協力本部から自衛隊法施行令第120条の規定に基づく資料提供依頼があったことを受け、これまでの閲覧という形式をとらず、募集対象者情報のデータ提供を行っておりまして、今年度につきましては、満18歳及び満22歳となる町民の情報提供を行っております。

また、陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集事務に関しましては、自衛隊法施行令の規定に該当しないということから、これまでどおり住民基本台帳の閲覧により、満15歳となる男性の情報を書き写していただくことで対応していたところでございます。

なお、住民基本台帳の閲覧に供した場合には、同法の第11条第3項の規定に基づきまして、随時、広報紙等でそのことについて公表しているところでございます。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 名簿の提供があったということなのですが、当初は閲覧方式で、今は名簿の提供もやっているということなのですが、名簿の提供はどうしてもやらなければいけないという根拠はどこにあるのですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど、答弁の中で説明させていただいた自衛隊法に関わり、データの提供をしているというところでございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 名簿の提供をするから、しないからといって、町長に対しての罰則はないというふうに認識しているところですが、この点はどうでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 これですね、法律で求めることができるということでありまして、うちの方も提供をしなければならないというところで、提供をしているところでございます。

最終的に、求めによらない場合に罰則規定があるのかどうかというのは、今、この時点では判断できないところでありますけれども、そういったことでやらせていただ

いているところでございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 罰則規定に関しましては、我が党の元国会議員だったのですけれども、その方が確認したところ、特別罰則規定はないというふうに私は認識して伺っておるのですが、その辺も調べて、そういうふうにしてほしいと思います。

次に移りますけれども、個人の情報というのはそれぞれ個人固有のものであり、自分の名簿を提供されたくないという町民の権利を保障する仕組みが当然必要と思われましても、本町の対応についてお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

この個人情報の提供に関してということになりますけれども、これまでの情報提供については、法律に基づく適正な情報提供であるというふうに認識をしております。

先ほど議員が言われたとおり、罰則規定があるのかどうかということにつきましては、基本求めることができるという条項の中でうちも提供しているということですから、そういった意味では提供しない場合も考えられるということになるのかなと思いますけれども、議員御指摘のとおり、一部自衛隊に情報提供を希望されない方というのはこれからも存在する可能性は否定できないと、そのように思っております。

今後につきましては、本人等の意思に基づいて、自衛隊へ提供する情報から除外する仕組み、これも個人情報保護という観点からいけば、ある程度検討をしていかなければならないのかなと、そのように思っている次第であります。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 個人情報につきましては、十勝では帯広市が広報紙などに載せて、情報提供していただきたくない人から、それを申し受けているというふうに伺っております。

やはり個人情報というのは、どうしても表に出したくない。まして自衛隊に訪問されて、ただ情報受けるのではなくて、訪問だとかはがきだとかいろいろなかたちで誘致するのだらうと思うのですが、それ以外にあまり考えられないのですが、そういうふうにはされたくない方もいるわけなのですよ。

そういうものをきちっと排他的にするために、個人情報そのものはきちっと取り扱ってもらわないといけないと。そして道内でも、情報提供したくない人の意見を取上げてやっているというふうに伺っておりますので、町としてもこの対応だけはしっかりとやっていただきたいと、そういうふうに考えているのですが、町の対応をお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃる自衛隊だけに関わらず、今回、自衛隊の話ですからあれなのですけれども、やはり個人情報を提供したくないという方は一定程度いらっしゃるのかなと、そのように思っています。

先ほど、議員からお話があった他市町村の事例も参考にさせていただきながら、先ほど申しましたとおり、情報を除外する仕組みというところを早急に検討しながらやっていきたいと、そのように思っております。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 私、特に自衛隊にこだわっているわけですがけれども、自衛隊の中途退職、これは過去30年で最多の6,258人、これが今、2023年度の数値になっているわけです。

その中には、ただ辞めるばかりでないと。その間には2022年に、元自衛官の女性隊員が隊内で受けた性暴力を告発し、深刻なハラスメントの横行が明らかになり、更にハラスメントに関する調査の特別防衛観察でも隊員の申し出が妨害されるなど、自衛隊の隠蔽体質が露見していると。こういうふうにも、新聞紙上に載っているわけです。そして、このことが載っているのは1紙だけではなく何紙かの新聞で公表されているわけですから、名前だけは皆さんも知っているかと思えますけれども、ここでは申し上げ控えさせていただきますけれども、こういう事実があるのですよね。

それで私も自衛隊員と仕事で、自衛隊を退職した方と仕事を8か月ほどやったことがあるのですがけれども、その方も大変真面目な方ですがけれども、自衛隊のいろいろな訓練でかなりの厳しさがありまして、ついていけなくて辞めたというふうになっております。

また、当然ながら国民を守るためには、そういう厳しさもあってしかるべきと、そういうふうに思っておりますけれども、その中でこういう隠蔽体質があると、そこにどんどん送り込むような、そういうようなことがあっていいのかと、考えておるところですがけれども、その辺についてお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 あくまでもこの情報の提供というところは、法令に基づいてやらせていただくということになるのかなと思います。

自衛隊の体質を含めて云々というところは私の方からの話は控えさせていただきたいと、そのように思います。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 その辺もしっかりと対応していただいて、今後とも取り組んでいた

だくということを申し述べさせていただき、質問を終わらせていただきます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 しっかりと、今後、情報管理の対応させていただきたいと、そのように思います。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●中村議長 通告順3、6番大崎英樹議員。御登壇願います。

6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 早速、質問に入らせていただきます。

実は、令和6年3月にも同じような内容で、本町がゼロカーボンシティ宣言をするという表明をした後に、私が一般質問させていただきました。それから数か月たったわけですが、若干内容については重複するものもあるかもしれませんが、大きい命題の宣言について項目を四つほど上げました。これは質問の順番として、現段階でどうなっているかということ为前提に、御答弁をいただければありがたいと、このように思います。したがって、私自身も項目別にならざるを得ないところもあるかもしれませんが、ひとつ、その辺を御了解いただいて御答弁いただきたいと、このように思います。

まず、第1番目の宣言後からの現状、進捗状態というのは、どうなっているのかというところを確認させていただきたいというふうに思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 大崎議員の御質問に御回答いたします。

カーボンニュートラルに向けた取組が加速する中、本年3月に策定いたしました計画につきましては、最終的な二酸化炭素排出実質ゼロに向けた長期目標を2050年としながら、削減を推進するための方向性などを定めており、3月の定例会の町政執行方針の中で、このゼロカーボンシティ宣言をさせていただいたというところでございます。

宣言後、現在までの取組状況につきましては、施策の初期段階として、目標達成のために町民や事業者の皆様にご理解と御協力が不可欠であることから、脱炭素とは何か、何から取り組んだらいいのかということを知っていただくために、7月27日、町民約70名の参加を得て、カーボンニュートラルセミナーを開催しまして、併せてその会場で太陽光発電システムや電気自動車を展示していただき啓発活動を行ったというところでございます。

また、今年度から再生可能エネルギー及び省エネの導入にかかる支援として、ゼロ

カーボン推進加速化事業補助金制度を設けまして、ただいま申請を受け付けておりますが、現在までの実績といたしましては、住宅用太陽光発電システムの導入が1件、蓄電設備の導入が1件、電気自動車の購入が1件ということになってございます。

更に、公共施設への太陽光発電システムの設置及びLED照明の改修など、二酸化炭素排出削減のための取組を実施しているところでございます。

以上が今年度の事業の進捗状況となっておりますが、基本、事業者や個人を含めて、その意識の醸成が一番大切であるということでございますので、これら事業の推進はもとより、啓発活動などの促進に努めてまいりたいと、そのように思っているところです。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ただいま答弁ありました内容について、1点確認させていただきま

す。
これは7月27日だったと思いますが、70名の参加者を入れてセミナーを行ったという答弁の内容でございましたが、これについての講師というのは、どなたにお願いしたのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 気象予報士であり気象アドバイザー、また、テレビの天気予報の関係で活躍されております菅井貴子さん、この方に講師をお願いして、昨今の気象現象から今後どういったかたちで脱炭素化含めて環境問題にどうアプローチしていくのかといった講義を受けたところでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この席には、実践している事業者とか、あるいは本町のCO₂削減事業に関連するというか、効果を呈している事業者の担当者はいらっしゃらなかったですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今回、この地球温暖化という部分の中でお話をいただいたというところでございますけれども、この70名の参加者の中には町内の事業者の方、いわゆる設備屋ですとか事業者ですとか、そういった御商売をされている方含めて数名、参加をされていたというように私も解しております。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 そういう事業者の中の反応、評価はいかがでしたかというところは確認されておりますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 その場で、今回のこのセミナーどうでしたという話は聞かせていただいて、よかったというような反応しかないわけでございます。特段、これについてどうだとか、あれについてどうだとか、細かいところもなかったのかなと思います。

ただ、その事業者も含めて、先ほど申しましたとおり、講演だけではなく、外で太陽光ですとか、そういった設備の展示も行っていただいたというところで、そういった展示にも町民の方が関心を持って、いろいろお話を聞かれていたというような話は伺っております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に突っ込んだ話をお聞きするようですが、町長が目標に向かってゼロカーボン宣言をした以上は、2030年までに46パーセントを削減するのですよという目標です、これは全町民が認識しているかどうかというのは、私、疑義を感じているのです。

そのためにセミナーを開催したということは、非常に功を奏するなという期待感を持っていました。

したがって、そういう意味から今後あと6年しかない、2030の我々町民の目標値というのを今、町長は啓蒙したり、あるいはセミナーを開催したり、あるいはそういう意識を醸成しようという説明がありました。

もう少しその辺の微細についての分析をして、私の聞いているところでは、現在工事進行中のバイオマスの事業者に関係した人もいるやに聞いておりました。

また、本町においてバイオマスというのは、宝庫でないかと私は思っております。1か所だとかゼロか所ではない、今後、期待される宝庫ではないかということの啓蒙と教育とセミナーですという捉え方をするのが、普通の考え方ではないかなと私は思いました。

したがって、今後についての目標値が挙がっている以上は、それに類する業種、事業者、そういう人方に啓蒙し、意識を高めるセミナーであるということについては、私は非常によいチャンスとして評価をしている。ましてや町民はそれを聞いて、どういう啓蒙をするかはこれからの手段ですけれども、町民は事業者以上に、それらについての期待感というものを意識高揚すべきだというふうに私は考えておりますが、その辺の認識と評価の考え方は違うかもしれませんが、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃる内容につきましては、今回のカーボニュートラルセミ

ナーという部分では、まず今年3月に策定した計画の内容を町民の方、また、事業者含めてしっかりと説明するというところがもう1点。それと、講師を迎えて、関心を持っていただくというところが1点。それと、外にそういった展示をいただいて身近に感じていただくというところが1点。この3点が、今回の実施したセミナーの目的であったのかなと、そのように思っています。

当然のことながら町民だけでなく、関係する事業者含めてしっかりと意識を持っていただくということは、まず大切なことでもありますし、ここしっかりとやっていかなければならないと思っています。

バイオマス発電とか、そういった部分につきましては、企画課で所管している地球温暖化対策の計画のほかに、産業課では、協議会等も持っていて、関係する産業団体含めて集まっていたきながら、現状の把握とどういったことが今世情を進んでいるのか説明等を聞いたりだとか、そういったこともやらせていただいているところがございます。

そういったこと含めて、事業者にも意識の醸成をしっかりと図っていきながら、今後も進めていかなければならないと、そのように認識しているところです。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 その後についての今の答弁の内容では、現状把握も同時に進めていますよということですから、若干その辺については期待できるというふうに評価したいと思っています。

先ほど、最初の進捗状況で、現状について答弁がありました。EVについても1台、あるいはLED関係についても1個、あるいは太陽光ソーラーについても1個と。それらについて、目標値に当てはめた場合に、それが早いかわかったかどうかというのは、結果のことになるのですが、現在要望があってそれらについて進行し、あるいは終了したものを含めたとして、目標値は何パーセントクリアできたと感じるのか。

本町のソーラーを2,600万円の予算で設置、まだ完成していませんが、そういうものも含めて、この令和6年度の前半について、今日現在で何パーセントくらい、アバウトに考えて評価されるか、捉えていればお示しいただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ただいまの大崎議員からのお話でございますけれども、何パーセントかという具体的な比率を示したようなことは、今のところまだ数字は持ち合わせていないというところなのですが、先ほどのいわゆる町民向けの補助金につきましては、それぞれ住宅用発電システムですとか、蓄電設備、あと電気自動車、それぞれ5件分の予算を見させていただいていますから、そのうち1件ずつの申請というところがございます。

あと、公共施設に関しては先ほどおっしゃったとおり、これから工事に入ると、発注は終わっていますからということでございますが、全体的な取組状況を含めた達成率等については、また改めて年度末までにしっかりと整理しながらお示ししたいと、そのように思っている次第でございます。

よろしく願いいたします。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 削減目標が設定されました。その内容に沿って推進しています。これがあと6年ですという、こういう枠を感じているのですね。そうしますと、国政もそうですが、私は、国の政策というのは全体像から見てバランスがよく取れてないなと思うのは、全国一律46パーセントという目標値を挙げていることですが、本町の地球温暖化対策計画の中に、豊頃には豊頃でなければならない財産があります。それは言わずもがな森林を持っているということです。いわゆる樹木が非常に豊富だということと緑地が多いという、それらについての捉え方というのは、我が町では特別なカウントができるのではないかと感じるのです。

少なくとも事業計画の中で、事務所だとか、施設だとか、建物。前回、初日に照明のちょっとトラブルがありましたけど、こういうものは簡単に、簡単と言ったら失礼な話、予算は伴いますが、こういうものを先行しなさいという指令が出ているのではないかと、私は捉えています。

これらについて、本町の実態で今どのぐらいまで行っているかということ、具体的に分かれば説明いただけますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いわゆるCO₂の本町の現状ということですね。そういった部分につきましては、今回の計画の中でも存在する事業所の数ですとか、車の保有台数ですとか、いろいろな部分加味しながら、出させていただいているというところでございます。

あくまでも2013年が基準年というところがあって、2030年、そして2050年ということになってございます。

森林につきましては議員がおっしゃるとおり、これだけの森林面積があったり、また、海も持っていたりとか、いろいろな自然環境の中で、このCO₂が削減できる部分というのは、大きい部分であるのですが、実はそれも含めて2013年の基準からどれだけ減らしていくか。いわゆる先ほどから言っていた46パーセントというのが、2030年のまずは最初の削減する目標値ということになっておりますので、持っているものが全て2030年、2050年に対してこの基準となるというか、持っているものが数値の根拠になるのかとそういうことではなく、持っているにも関わらずそこから減らしていってくれというような構図になっておりますので、どう減らしてい

くかということになっていくのかなと思います。

ただ、持っている自然関係を含めて、そういったものはいわゆる町外の市町村ですとか都市部、あと企業等に売り買いしながら、うまくできるというのはあるのですが、ただし2030年の目標年となる年にきちんと返してもらわないと、うちの数値が減っちゃうということになりますから、そこはきちんと考えながらやらなければいけないというところなのかなと思います。

実際、計算方法については、非常に細かく一つ一つ積み上げるのではなく、人口規模含めて事業者だとか、いろんなところがかみ合わさって、加味されながら大きなかたちで算定をしているところもございますので、その辺は御理解いただきたいと、そのように思っております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今、どのぐらいの数字を捉えて、それを評価してきたかという効果については、後ほどまた機会を見てお聞きしたいと思います。

少なくとも本町には90の施設があります。この庁舎も含めてですが、一番わかりやすいことは、90のこういう施設の中の照明器具というのは、一番捉えていることとしては簡単なのですが、ここはまだやってないですよ、LEDになっていないのです。

ですから、こういうものを含めて、予算を伴うのですが、こういう目に見えるものを先に進められるべきではないかなという、これは予算があるので令和6年も難しいと思いますが、次年度については、そういうようなものを重点的に、見えるところを町民にも示していくべきではないかというのが一つです。お聞きしたいのです。感想ですね。

それからもう一つは町民に、全員には私聞けませんから、本当の一部分なのですが、聞きますと、ゼロカーボンシティというのはどういうことか分かっていないのですね。分かりませんよ。片仮名で横文字なんていうのが流行っているのですが、あまり私、歓迎しないのですね。そういうものを町民に啓蒙しますよ、広報で示しますなんて、回覧板をさっと上から下まで読む人いません。実態はそうだと思います。

したがって、それを本町が宣言したのであれば、本通りの役場のセコマさんとの向かい側になるのですが、道道のちょっと工作物ある、あの辺に大々的に宣言都市の横看板を示して、目標は2030年まで46パーセントなのだと、そういうことを書いて、全町民が一目通っても分かるぐらいの大きい文字で表示するぐらいのパフォーマンスがあってもいいのではないかなという感じですが、町長どうですか。

●中村議長 按田町長。

●**按田町長** まず庁舎含めてLED化と、施設の部分については、議場はLED化されていません。この間の1日目の事故を受けて、今、ここ全てLED化できるように見積りを取りながら、そのうちまたしかるべき時期に予算を提案したいなと思っておりますけれども、大体、町内の各施設については全てという話ではないです。外灯含めて、できるところからLED化をしてきているところでございます。まあそういったところ、やっぱり町が率先してやっていかなければならないと私も思っていますので、これからもいろいろなところ調査させていただきながら、足りないところは替えさせていただきながら、消費電力含めて削減に努めてまいりたいと、そのように思います。

それともう一つ、ゼロカーボンシティ宣言のPRの話です。

今、担当課長含めて、議員の話をしっかり聞いていたと思いますので、私もやったなら少し大きくどんとやったほうがいいのではないかと思っていた時もありましたが、これも来年度含めて、予算の中でどうしていくかというところと、あと啓発活動は当然のことながら、先ほど来必要だという話をさせていただきますので、そこはそういった形で、議員からの提案もあったというところを押さえながら検討していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●**中村議長 大崎議員。**

●**6番大崎議員** 通告した内容については、総合的に1番から4番というのを触れてしまったのですが、最後に2点ほど町長にお伺いしてみたいと思います。

民間におきましては、将来のエネルギーの確保というものは何にあるべきかというところの今、勉強と研究と、一生懸命それらについての努力をしているように私は捉えているのです。

したがって、これらについてのエネルギーの今は電気とかガスとかそれから原子があります。ところが、それ以外の我々の日常の一番身近にある元素というのがありますが、そういう時代が絶対来るぞというのが、今、世界のあるいは我が国の見方、官民合わせてそういうものを進めていると思います。それらのエネルギーについては、今、言っているのは元素の1番ですから水素です。

これらについてのエネルギーの捉え方というのは、町長は、今後のエネルギー確保、我々の日常の生活あるいは産業の振興についても、エネルギー確保がこれから大変な競争になると思います。これらについての考えをお聞きしたいと思います。

●**中村議長 按田町長。**

●**按田町長** 今の御質問は非常に大きい質問で、ちょっとお答えするには、御期待しているお答えになるかどうかと、そのように思いますけれども、私の考え方も含めてお話ししたいと思います。本町ではこれまでの太陽光発電及び陸上ですとか、洋上ですとか、そういった風力発電を筆頭に、バイオマス資源ですとかの利活用含めて、

CO₂の削減目標に必要な資源の量を非常に上回るようなかたちで、ポテンシャルが高いというふうに思っています。

言われるとおり、既に水素なんていうのは、管内でも既にやっているところもありますし、始めているところでもございます。我が町についてもメガソーラーがあったり、また、別のところではバイオマス発電の施設を建築する酪農の方がいたりとか、そういったところもございます。そういったことで考えますと、太陽光発電、メガソーラーの部分というのは、今はFIT制度の中で御商売されているわけですから、そこを水素に変えてなんていうことには、今現状ではなっていないのかなと思いますが、ただ、バイオマス・バイオガス発電設備という中では、これをやっている事業者・酪農家の方と今後お話を詰めていった中では、可能性が十分あるのかなと思いますし、今後の方向性としては、そういったことが2050年頃になると普通になってくるというようなことも、私も感じているところから、そういった町にある有用な資源、設備等は放っておく必要はないなど、私、感じているところから、そこは今後事業者含めてどういったお考えがあるのか町として聞き取りをしながら、将来的な部分考えていかなければいけないと、そのように思っている次第であります。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 最後の1点になりますが、今、御答弁いただいたように、水素というのはそんなに大した難しい話ではありません。我々中学校のときに、水を分解して水素酸素を生成しているわけです。これは何が必要かというは電気が必要なだけです。電気と水ですね、そのことについて産業界はもう進行しています。水素コンロができていますよ、もうね。それから私はサイクリングのバイクロジーの役員をやっていますが、水素自転車もう走っています。それは後ろにポンペを積むだけです。36キロ走ります。実際、私はそういう経験をしてきています。

ですから、これからの世の中というのは、あらゆる産業、あらゆる生活需要についてのエネルギーというのは水素が主流になるという、これは学会でも、研究者でも、産業でも、みんなそういう捉え方をして、今はその過程だというふうに我々は捉えていくべきではないかなと感じています。

我が町には、先ほど町長が触れましたように、非常にそういう意味では、民間でもあるいは団体でも、その資源の財宝というか、財宝といったらあまりにも宝的な感じしますが、そういう資源が手に取るように近くにあるということを我々は直感的に感じ取らなければいけない。

そういう意味では、我が町の独自性というものを持って、今後、自前の電気、エネルギーは自前でやるというぐらいの、地域エネルギー確保という、そういう地域を構

築していくという考えに目覚めていくべきではないかと思いますが、最後にお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃることは、そのとおりではないのかなというところでもあります。

今後につきましては、エネルギーの地産地消の取組を視野に入れて、再生可能エネルギーの発電事業者含めて、連携を密にしながら、水素など化石燃料の代替エネルギーとしての利活用というのを、町としても検討を進めていくということが必要であると、そのように考えております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 意見書案第7号

●中村議長 日程第3 意見書案第7号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井明議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、後藤孝夫、同上、小笠原玄記。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

また、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

8、堤防整備、ダム建設・再生、海岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第4 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、札幌豊頃会。目的、会員との交流及び親善のため。派遣期日、令和6年10月25日(金)から同月26日(土)。派遣場所、札幌市。派遣議員、坂口尚示議員、後藤孝夫議員。

2、互産互生連携都市交流。目的、互産互生連携都市との交流及び親善のため。派遣期日、令和6年10月19日(土)から同月20日(日)。派遣場所、茨城県筑西市。派遣議員、中村純也議長。

3、十勝町村議会議長会主催議員研修会。目的、議会の活性化に資するため。派遣期日、令和6年10月30日(水)。派遣場所、清水町。派遣議員、全議員。

4、東京豊頃会。目的、会員との交流及び親善のため。派遣期日、令和6年11月9日(土)から同月10日(日)。派遣場所、東京都。派遣議員、中村純也議長、藤田博規議員、小笠原玄記議員。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●中村議長 日程第5 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議

ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第6 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和6年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員